

日本女子テニス連盟 鳥取県支部規約

- 第1条 (名称) 本支部は、日本女子テニス連盟鳥取県支部と称する
- 第2条 (事務局) 本支部の事務局は、鳥取県内に置きその所在地は状況に応じて随時定める。
- 第3条 (目的) 本支部の目的は鳥取県内の女子テニス愛好家の普及発展に貢献すると共に、テニスを通じて会員の健康増進、技術・マナーの向上に努めること。
- 第4条 (加盟組織) 本支部は次の組織に加盟する。
 - 1 日本女子テニス連盟 (JLTF)
 - 2 鳥取県テニス協会
- 第5条 (会員) 日本女子テニス連盟鳥取県支部に登録をしている女子テニス愛好家。
- 第6条 (会計年度)
(事業年度) 本支部の会計年度・事業年度は毎年1月1日に始まり、12月末日までとする。
- 第7条 (会費) 年会費は一人1500円とする。
- 第8条 (役員) 本支部は次の役員を置く。
 - 1 支部長 (1名) (副支部長を置くこともできる)
 - 2 理事長 (1名) (副理事長を置くこともできる)
 - 3 事務局 (1名) (事務局補佐を置くこともできる)
 - 4 会計 (1名)
 - 5 書記 (1名)
 - 6 会計監査 (1名)
 - 7 各地区理事 (各地区が必要とする人数)
 - 8 本支部には顧問をおくことができる。
- 第9条 (役員任期) 任期は常任4年、理事2年とし、再任を妨げない。
- 第10条 (会議) 本支部の会議は理事会総会・理事会・執行部の会議とする。
執行部は支部長、理事長、事務局、会計、書記で構成される。
緊急時、支部長が執行部を招集し、執行部会議を行い、協議内容は有効とする。
(web会議も有効)
理事会総会は本支部の決議機関で、毎年1回定時に、支部長が招集する。
理事会は本支部の執行機関で、理事会総会の決議事項を執行する。

第11条（執行部役員改選） 任期満了となる役員は、任期満了年度の3月末までに意思表示をする。
立候補および推薦は4月末まで受け付ける。
立候補および推薦が複数あった場合は、第1回理事会にて該当年度の理事による投票で決をとる。

第12条（細則） 本規約執行上必要な細則は、理事会において定めることができる。

第13条（附則） 本支部は、平成2年4月2日に設立
本支部は、平成2年4月4日鳥取県テニス協会に加入

日本女子テニス連盟（JLTF）に加入

平成19年2月3日改定

平成21年1月31日改定

平成24年1月1日改定

平成29年2月18日改定

令和2年3月7日改定

令和6年3月2日改定

令和7年3月5日改定

令和7年6月28日改定